

# ガス料金改定のお知らせ

(一般ガス供給約款の変更認可について)

当社は、天然ガス転換作業の完了に伴うガス料金原価の見直しを行い、平成21年9月4日付けで、一層の保安強化のためのガス導管入替え工事(地震対策、経年劣化対策)等による設備投資の大きな負担を主な理由として、ガス料金の改定などを内容とする「一般ガス供給約款の変更」を中国経済産業局長に申請しておりましたが、このたび申請内容を一部変更のうえ、11月18日付けで認可をいただき、平成21年12月1日から実施させていただくことになりました。

当社は、今後とも、都市ガスの安定供給、保安・サービスの向上に努めるとともに、経営全般にわたる効率化に取り組み、公益事業としての使命遂行に全力を傾注してまいります。

## 【一般ガス供給約款の変更の主な内容】

### 1. ガス料金の改定

- (1) 小口部門料金で平均7.86%引き上げます。

(注)小口部門とは年間10万 $\text{m}^3$ 以上使用の大口部門を除いたものです。

- (2) 新しいガス料金表

(税込み)

	認可料金			改定前料金		
	適用区分 (1か月のご使用量)	基本料金 (1か月)	基準単位料金 (1 $\text{m}^3$ につき)	適用区分 (1か月のご使用量)	基本料金 (1か月)	調整単位料金 (1 $\text{m}^3$ につき)
A	0 $\text{m}^3$ ~10 $\text{m}^3$ まで	882.00円	218.88円	0 $\text{m}^3$ ~25 $\text{m}^3$ まで	882.00円	193.6830円
B	10 $\text{m}^3$ 超~25 $\text{m}^3$ まで	1,004.11円	206.67円	25 $\text{m}^3$ 超~250 $\text{m}^3$ まで	1,974.00円	150.0450円
C	25 $\text{m}^3$ 超~100 $\text{m}^3$ まで	1,999.83円	166.84円	250 $\text{m}^3$ 超~	4,266.15円	140.8890円
D	100 $\text{m}^3$ 超~	3,146.71円	155.37円	—		

(注)現行3段階の料金表を、お客さまの使用実態をより反映するよう4段階に拡充します。

- (3) 当社の標準家庭における影響

月間ガス ご使用量	月間お支払い額 (税込価格)		改定額	改定率
	認可料金	改定前料金		
23 $\text{m}^3$	5,757円	5,336円	421円	7.89%

(注)標準家庭とは、過去5年間の実績に基づいた、1か月のご使用量が23 $\text{m}^3$ のお客さまです。

- (4) ガス料金算定方法の変更

より分かりやすい料金算定を目的として、税込単価により算定する方法へ変更します。

### 2. 原料費調整制度の変更

- (1) 天然ガス転換作業の完了に伴う原料構成比および平均原料価格の適用期間変更により、基準平均原料価格を47,310円から38,640円に変更します。

- (2) 現行四半期ごとに実施しているガス料金の調整を、毎月実施します。

- (3) 平均原料価格をガス料金に反映させるまでの期間を、現行の中3か月から中2か月へ短縮します。

(注)参考資料を参照。

### 3. 本支管工事費当社負担額の増加

ガスメーター1立方メートル毎時当たり61,500円から63,000円に増額し、お客さま負担額を軽減します。

### 4. 実施日 平成21年12月1日

以上

【参考資料】

**原料費調整制度とは**

都市ガスの原料であるLNG（液化天然ガス）やLPG（液化石油ガス）の価格は、原油価格や為替レートの動きに応じて変動します。  
原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を適切にガス料金に反映させるためのものです。

＜原料費調整制度変更の内容＞

項 目		新 制 度	現 行 制 度														
①	料金反映の仕組み	毎月	四半期ごと														
	調整頻度	毎月	四半期ごと														
	平均原料価格の算定方法	料金反映の5～3か月前まで（中2か月）の3か月平均	料金反映の2四半期前（中3か月）の3か月平均														
	例 (下図参照)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>算定期間</th> <th>料金適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21.7～9月</td> <td>H21.12月</td> </tr> <tr> <td>H21.8～10月</td> <td>H22.1月</td> </tr> <tr> <td>H21.9～11月</td> <td>H22.2月</td> </tr> </tbody> </table>	算定期間	料金適用期間	H21.7～9月	H21.12月	H21.8～10月	H22.1月	H21.9～11月	H22.2月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>算定期間</th> <th>料金適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21.4～6月</td> <td>H21.10～12月</td> </tr> <tr> <td>H21.7～9月</td> <td>H22.1～3月</td> </tr> </tbody> </table>	算定期間	料金適用期間	H21.4～6月	H21.10～12月	H21.7～9月	H22.1～3月
算定期間	料金適用期間																
H21.7～9月	H21.12月																
H21.8～10月	H22.1月																
H21.9～11月	H22.2月																
算定期間	料金適用期間																
H21.4～6月	H21.10～12月																
H21.7～9月	H22.1～3月																
②	調整バンド	廃止	平均原料価格の変動が、基準平均原料価格の±5%以内の場合は、ガス料金の調整は行わない														
③	上限バンド	現行通り	平均原料価格が上限価格（基準平均原料価格×1.6）を上回った場合には、上限価格を平均原料価格とする														

